

# 一般質問発言通告書

平成 27 年 6 月 8 日  
午 時 分受付  
(通告書 枚 )No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 27 年 6 月 8 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 北口ひとみ 印

質問事項	要 旨	答弁者
1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について	<p>先般、少子高齢化に対応し、人口減少の進行を可能な限り緩やかにし、活力ある地域社会を維持するという目的で 33 名の産官学金労言と、9 名の市民代表による「つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議」が設置されました。</p> <p>つくば市における本事業の進め方および体制、有識者会議の位置づけなど具体的になってきております。</p> <p>今回の総合戦略は、先に策定された未来構想の戦略プランが縦割りになりがちな点に対し、横串を入れる形で 5 か年計画の総合戦略を策定することです。特に、‘若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現’が求められており、つくば市にとっても将来的には高齢者割合増と生産年齢割合減少が予測され、重要な策定であると考えています。そこで、以下を伺います。</p> <p>(1) 策定の進め方はどのように進めるのですか。 ア. 体制 イ. スケジュール</p> <p>(2) 有識者会議の役割と位置付けはどの様になりますか。</p> <p>(3) 市民意識調査 ア. アンケート調査の概要 イ. 市民懇談会の概要</p>	市長 担当部長
2. 総合運動公園事業の進め方について	<p>今回、総合運動公園に関する懇談会が各地域で開催されており、多様なご意見が各会場で噴出してあります。</p> <p>H12 年には基本構想が策定されていたようですが、今回の総合運動公園整備事業は、土地取得段階から議会は二分しており、土地取得から 1 年後には住民投票で賛否を問う直接請求があり、議会もその動きを重視し、今年度予算を凍結した経緯があります。</p> <p>このような状況にならざるを得なかったこの事業の進め方について以下を伺います。</p> <p>(1) この事業は平成 25 年 9 月の補正予算で始まりましたが、当初予算にあげられていなかったのはなぜですか。</p> <p>(2) 基本構想策定の段階で、なぜアンケート調査や意見交換会をしなかったのですか。</p>	市長 副市長 担当部長

	<p>(3) 現在開催中の総合運動公園に関する懇談会の中で市長は「見直しも必要だと思っている」との発言がありますが、どのような見直しを想定しているのですか。</p> <p>(4) 用地選定について</p> <p>ア. 面積要件については、3月議会では、都市公園法施行令で導入するスポーツ施設の2倍の容積が必要で、導入スポーツ施設の面積を算定したら40ha以上が必要だった—という説明でした。また、必要なスポーツ施設として、総合体育館、いわゆるアリーナ、陸上競技場、フットボールなどの答弁がありました。これらの施設は何を根拠に選定されたのですか。</p> <p>イ. 17候補地の面積、現況、土地利用規制、そして取得の容易性や交通アクセス、周辺状況など指標として評価の結果、現在の用地が最適地とされたとのこと。</p> <p>(ア)「面積要件が40h以上の敷地確保の可能性」は極めて候補地を限定する要件であり、結果的には4候補地で比較検討したことにならないか。また、17候補地を対象とした理由をお聞きします。</p> <p>(イ) 何故、隣接するさくら総合運動公園と中根金田台の歴史緑空間は一体として候補地にしなかったのですか。</p>	
<p>3. 平成26年度につくば市P連から出された総合運動公園に関する要望について</p>	<p>昨年末、市P連から市長へ総合運動公園の早期着工について要望書が出されたようですが、先般の総合運動公園に関する懇談会で、「PTAの会員は承知しておらず、市P連の総意とは言いかねる」旨の意見がいくつかありました。また、総合運動公園については要望取り下げの要請まで出され、「全学校の総意ではない」点が当時の市P連会長から市長に伝えられたと各小中学校PTA会長及び学校長へ報告がだされています。</p> <p>しかし、懇談会では関連の質問に対し市長は「そのような話は承知していない」と述べられました。報告は2月下旬に全小中学校へ配布されており、混乱を防ぐために以下を伺います。</p> <p>市P連では、2月20日(金)要望が総意ではなかった点の説明が伝えられたようだが、どのように聞いているか。</p>	<p>市長 副市長 教育長</p>
<p>4. 市内各小中学校での総合運動公園の広報紙配布について</p>	<p>今年、4月下旬にいくつかの小中学校で‘(仮称)つくば市総合運動公園の「これまで」と「これから」’という広報誌が配布されました。おりしも、住民投票条例制定について臨時議会が予定されている時期で「このような時期に学校で配布するのは大変違和感がある」旨の抗議の声が多々届きました。配布した経緯等について以下を伺います。</p> <p>(1) どのような経緯で配布することになったのか。</p> <p>(2) 3月には住民投票条例の請求が行われており、臨時議会も目前に控えている状況下、各小中学校で広報紙の配布による影響をどのように考えていたか。</p>	<p>市長 教育長</p>

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。